

秋田市告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

令和4年5月9日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
柿崎ケア システム 株式会社	ゆい訪問介 護事業所	秋田市土崎港東一 丁目2番8号	令和4年4月30日	訪問介護
柿崎ケア システム 株式会社	ゆい居宅介 護支援事業 所	秋田市土崎港東一 丁目2番8号	令和4年4月30日	居宅介護 支援